

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(高島市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町浜分	一町田	1542	田	2,466	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町浜分	柳原	1633	田	1,309	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町浜分	柳原	1634	田	3,100	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	庵ノ西	1270	田	1,955	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	宮ノ東	1146	田	1,676	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	宮ノ東	1150	田	1,711	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	2,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南海道	1337	田	1,924	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南海道	1357	田	944	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南沢	1032	田	910	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南沢	1033	田	424	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	繁元	1245	田	2,915	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	野田	1313	田	1,032	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	野田	1318	田	1,695	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町上弘部	竿頭	1114	田	2,620	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町上弘部	竿頭	1117	田	2,049	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町上弘部	竿頭	1125	田	1,228	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町上弘部	五反田	1098	田	3,007	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町上弘部	小清水	1246	田	3,472	賃借権	水田	R5.10.1	R15.9.30	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき